

御所市住民組織立ち上げ支援業務委託仕様書

●目的

御所まちにおいて地域住民が重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）選定を目指し、これまで様々な活動が行われてきたが、住民の高齢化や NPO 法人の消滅により気配が消えつつある。町としての活力を維持する上では、市が先導するのではなく、住民が自らの意思による活動が必要となる。その土台となるように、地区全体で町の未来を考えることを通じて、住民の意見集約を目指す。また、重伝建における主要な要素となるのが住民組織（町並み保存団体）であるため、住民の意見集約というプロセスを通して、町並み保存の活動に意欲のある住民を見つけ出し、組織化を促すことも同時に目指すものとする。

●委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

●業務内容

（１）住民のヒアリング

（ア）コンセプトは以下のとおりとする。

- i. ヒアリングがこの事業の根幹となる。住民が重伝建を含めて現状をどう捉え、未来をどうしていきたいと思っているのかを掘り下げ、明文化していくこと。ワークショップの内容を決める上でも住民の意見や考えが重要となる。住民が町の未来を考えるための議論の題材を集めること。
- ii. 町並み自体が住民の生活に密接しており、その価値や魅力を直接的には感じにくいことから、町並み保存や重伝建を自分事として捉えられる人は多くない。そのため、重伝建の制度など必要事項の理解に努めた上で、ヒアリングを実施すること。ただし、必要事項は市と事前に協議して決めること。
- iii. ヒアリングにおいては、地域の昔話や現在の生活（祭りや周辺住民との関わり）などを通して、住民が大事にしていること、これから大事にしていきたいことなどの身近な話題から町の未来や町並み保存について話を深めていくこと。また、町の魅力の維持改善や課題の解決策についてもヒアリングを行うこと。
- iv. iiiにおける町の魅力の維持改善や課題の解決策などで、実際に活動している人については、活動内容を詳細に聞き取ること。

- v. ヒアリング対象者については、当初、数人は市が指定するが、それ以降はヒアリングを通じて候補者を探し出すこと。特に、住民の中で普段の地区の集まりなどに参加したことの少ないような、地域に接点のない住民（声が上がりにくい住民）からヒアリングできるように努めること。ただし、ヒアリング対象者の選定については市と十分相談を行うこと。
 - vi. 住民自らの活動によって魅力維持や課題解決を行うことができる人材発掘を目指すこと。
- (イ) 住民ヒアリングについては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- i. ヒアリング対象者は30名以上とすること。
 - ii. 年齢・性別・職業など、属性の違う住民にヒアリングを行うこと。
 - iii. 住民と表記をしているが、住民だけでこの地域が形成されているわけでないため周辺住民や地区内で活動する人も候補者として検討とすること。
 - iv. 町の魅力の維持改善、課題の解決方法をヒアリングすること。ただし、住民の年齢や職業などによって難しい場合はその限りではない。
- (ウ) 住民ヒアリング特記事項は以下のとおりとする。
- i. 住民ヒアリングを実施した人ごとに、A4 2ページ（裏表で1枚）以上のまとめを作成すること。まとめ方については市と協議を行うこと。
 - ii. 5人～10人程度ヒアリングが進んだ段階で、市と協議を行い、ヒアリング内容や人選について検討を行うこと。
 - iii. (2)意見集約・冊子原稿作成の原稿案が作成し、市に提出する段階において、市が原稿案と住民ヒアリングとの整合性を確認できるようにiのまとめを整理しておくこと。必要に応じて、提出を求める。

(2) 意見集約・冊子原稿作成

- (ア) コンセプトは(1)住民ヒアリング(ア)と同様のものとする。
- (イ) 意見集約については、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- i. 地区内で今後守っていく必要があるものや守りたいと思っているもの（文化、祭り、町並み等）を明文化すること。
 - ii. 住民ヒアリングの内容を整理し、意見を一覧で見れるようにすること。ただし、住民が読んだときに、自分の考えと近い意見が表記されていると感じられるようなできる限り幅広い意見を掲載すること。
 - iii. 意見の比較がされており、議論すべきポイントが示されていること。

(ウ) 冊子原稿作成については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- i. 住民ヒアリングの（ア）iiiのとおり、住民それぞれの大切にしたいものを明文化し、比較検討できるように記載すること。
- ii. コンセプト（ア）vのとおり、普段は声として上がってこない住民の意見や考えもできる限り明文化するように努めること。様々な意見が出るのが重要であり、意見の幅を持たせること。
- iii. 高齢者が読む前提で、文字が大きく、シンプルな装丁にすること。
- iv. 冊子の印刷については市で行うため、原稿の作成のみを行うこと。

（３）ワークショップ

（ア）冒頭の目的にあるとおり、住民の組織化を目指し、自ら活動する住民の声が出てくることに重点を置き、業務を遂行すること。ただし、ワークショップのテーマや内容については、ヒアリングで得られた意見を元に構成案を考え、市と十分協議した上で実施すること。

（イ）ワークショップについては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- i. 冊子原稿案を提出する段階で、ワークショップの実施体制案を示すこと。多数の住民が参加することが想定されるため、一回で大規模に行うか、複数回に分けるかは、市と協議を行い決定すること。
- ii. 実施においては、年齢や職業など違う属性でグループを作成するなど、立場の違う意見の交換できるようにすること。
- iii. ワークショップの終了時には意見が一定程度（２～３つ）に集約するよう進行すること。結果を市ホームページなどで掲載することを踏まえて、平易な言葉で集約を行うこと。
- iv. 後日参加者に報告するためのワークショップのまとめを作成すること。

● その他運営上の要件

（１）実施体制

実施体制には、管理技術者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

（２）事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

（３）業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること

●成果品

(1) ヒアリング資料

- ・ヒアリングを実施した住民のまとめ 一人につき A4 表裏以上 30人分

(2) 意見集約・冊子原稿

- ・冊子原稿 一式

(3) ワークショップ

- ・まとめ 一式

(4) 業務完了報告書 1部

●成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、御所市役所教育委員会事務局文化財課とする。

●成果品の納品時期

最終的な成果品の納品は事業完了時となるが、業務を進めるにあって必要となる成果品については、協議の上、随時提出を求めることとする。

●成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ず複製したり、他に公表してはならない。

また、履行において、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

●留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。